

8. 計画の基本理念及び施策体系等

文化芸術の魅力あふれるまち

(1) 計画の基本理念

気づき

八戸市は文化芸術の振興を通して、次のような地域づくりを目指します。

「文化芸術を通して市民が生き生きと心豊かに暮らせるまち、

…理念を掲げます

文化芸術の力を活用した魅力あふれるまち、八戸の実現」

平成27年度策定の「八戸市文化のまちづくりビジョン」が掲げた上記スローガンを継承し、文化芸術から私たち一人ひとりが受け取る恵みと、地域社会が受け取る恵みの両方を大切にしたい取組を進めるものとし、その要点を3つに整理します。

1.文化芸術を身近なものとする

文化芸術は、感動や安らぎ、問いや示唆を与え、豊かな人間性や創造性を育み、表現力を高めるなど、多くの恵みをもたらすものであり、これを身近なものとし、尊重し大切にすることを通して、文化的で活力のある地域社会の実現を目指します。

2.文化芸術でつながりを豊かにします

文化芸術は、心のつながりや、多様性を受け入れ相互に理解し尊重し合う土壌を提供するもので、関心や参加、実践に基づく、人々のつながりやコミュニティの豊かな地域社会の実現を目指します。

3.文化芸術が連携する分野を広げます

文化施策の推進にあたっては、観光、まちづくり、国際交流、福祉、医療、教育、産業などの関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう取り組むことを通し、文化芸術のみならず、他分野との相乗的な振興を目指します。

機会 (opportunity) が適当ではないか

(2) 計画の遂行にあたっての取組方針

計画では、上記理念の実現に向け、以下の章にて、目的別に施策や事業などを整理します。そこで、これら施策や事業に取り組むにあたり、共通して努める取組方針を、3つのキーワード「チャンス・ユニーク・ガバナンス」で整理し、下記のとおり定めます。

方針1 チャンス

市民が多様な文化芸術の価値に触れる機会をつくと共に、文化芸術の果たす市民一人一人にとって、また、社会にとっての役割を問い直し、考え、共有する機会とします。

方針2 ユニーク

「日本ならではの」、「地方ならではの」、「八戸ならではの」などの独自性や固有性を付加価値として追求し、アイデンティティとして深められるよう取り組みます。

方針3 ガバナンス

市民による主体的な文化芸術振興の取組をベースに、市民セクターと行政が共に地域づくりを担う、共治(ガバナンス)の実現を目指します。

(3) 施策の体系

計画では、前述した基本理念を実現するために、6つの主要施策に整理し、施策ごとに3つの方向性を定め、各種の事業に取り組んでいきます。

施策1 ふれる・ふかめる ～文化芸術に親しむ～

- (1) 市民による多彩な文化活動活性化のための支援や協働
- (2) 子どもたちの文化芸術の鑑賞や学びの機会の充実
- (3) 文化施設の文化プログラムの充実と連携

施策2 つくる・いどむ ～新たな創造への取組～

- (1) 「アートのまちづくり」の推進と文化創造へのチャレンジ
- (2) クリエイティブビジネスの振興
- (3) 発信力強化とファンづくり

施策3 まじる・まざる ～文化芸術による共生～

- (1) 共生社会の実現に向けた環境づくり
- (2) 社会包摂の取組の推進
- (3) 文化芸術を通じた国際交流の推進

施策4 のこる・いかす ～伝統の継承と活用～

- (1) ユネスコ世界遺産の縄文文化の発信
- (2) 地域に根ざす文化の継承と発展
- (3) 文化財の保存と活用

施策5 つなぐ・ささえる ～担う人、支える人の確保・育成～

- (1) 専門人材の確保、育成
- (2) 民間文化団体の活動の振興
- (3) 文化ボランティアの活動振興

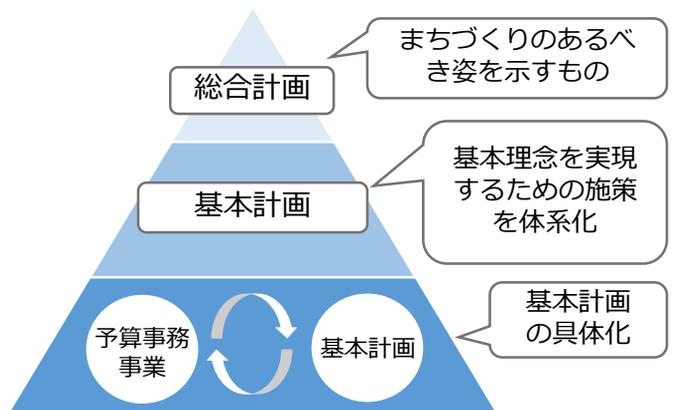
施策6 あつめる・ひろめる ～連携のソフトインフラ～

- (1) 連携・協働を推進するプラットフォームづくり
- (2) 県や近隣自治体との広域連携の推進
- (3) 事業資金確保の取組

(4) 計画の位置付け

本計画は、本市の文化政策を振興していく上で基本となる計画であり、基本理念の実現に必要な施策を総合的・体系的にまとめたものです。

市政運営の基本となる八戸市総合計画や、文化芸術基本法、（仮称）青森県文化芸術推進計画との整合性も図りながら策定しました。



(5) 計画期間

基本理念は10年程度先を見据えた将来展望のもと、八戸市総合計画との整合性を図るため、本計画期間を2022年度（令和4年度）から、2026年度（令和8年度）までの概ね5か年とします。

(6) 計画の範囲

本計画の範囲は、当市（行政）が主体となって推進する施策や事業のほか、市民、文化関係団体、事業者、NPOなどが実施する施策や事業も含めています。

(7) 計画の見直しと進行管理

計画の着実な推進を図るため、文化芸術を取り巻く環境や社会経済情勢等の変化や、市民ニーズ、本市で活動する団体からの意見、施策・事業の進捗状況などを踏まえ、下記のとおり、柔軟かつ適切な進行管理を行います。

- ①毎年度、本計画に記載する施策及びその施策に基づいて実施する事業について、前年度までの進捗状況調査を実施します。
- ②外部者からなる会議を設置し、その進捗状況について意見を聴取します。
- ③これらを踏まえて、毎年度、事業の見直しや新たな事業の具体化など、適切な運用を図ります。

